

## 佐久市公民館運営審議会会議次第

日 時 平成27年9月30日(水)  
午後1時30分～  
場 所 市民創錬センター 大会議室

### 委嘱書交付

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 公民館運営審議会規則について
- 5 会長選出について
- 6 会長あいさつ
- 7 職務代理者の指名
- 8 会議事項

(1) 企画部会員の選出について

(2) 平成27年度佐久市公民館事業について

(3) その他

- ア 佐久市人権同和教育推進協議会委員 ( )
- イ 佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会委員 ( )

- 9 閉 会

佐久市公民館運営審議会資料

平成27年9月30日

佐久市中央公民館

# 佐久市公民館運営審議会委員構成

会長
会長職務代理

(任期 平成27年7月1日～平成29年6月30日)

氏名	備考
小林 幹知	佐久市野沢中学校長(学事職員会)
工藤 光子	地域公民館連絡協議会々長
大池 明	佐久市区長会副会長
寺尾 達男	佐久市老人クラブ連合会副会長
木内 精司	人権同和教育推進員代表
依田 誠一	佐久市青少年補導委員協議会副会長
元吉 純子	佐久市男女共生ネットワーク副会長
三石 匠佐子	佐久市PTA連合会々長
武井 宣子	学識経験者(合唱グループ指導員)
井出 亮	" (元白田地区学習グループ協議会長)
柳澤 優子	" (旧白田町公民館報編集委員)
根澤 米子	" (公民館料理教室代表)
藤村 武廣	" (浅間地区学習グループ協議会長)
望月 多恵子	" (着物リメイク研究会教室指導者)
森喜美子	" (元佐久市公民館報編集委員)
市川 悦雄	" (佐久市公民館学習グループ連絡協議会々長)
岩下 和	" (元教職員)

佐久市公民館条例  
第4条第2項  
(学校教育関係)

氏名	備考
小林 幹知	佐久市野沢中学校長(学事職員会)
工藤 光子	地域公民館連絡協議会々長
大池 明	佐久市区長会副会長
寺尾 達男	佐久市老人クラブ連合会副会長
木内 精司	人権同和教育推進員代表
依田 誠一	佐久市青少年補導委員協議会副会長
元吉 純子	佐久市男女共生ネットワーク副会長
三石 匠佐子	佐久市PTA連合会々長
武井 宣子	学識経験者(合唱グループ指導員)
井出 亮	" (元白田地区学習グループ協議会長)
柳澤 優子	" (旧白田町公民館報編集委員)
根澤 米子	" (公民館料理教室代表)
藤村 武廣	" (浅間地区学習グループ協議会長)
望月 多恵子	" (着物リメイク研究会教室指導者)
森喜美子	" (元佐久市公民館報編集委員)
市川 悦雄	" (佐久市公民館学習グループ連絡協議会々長)
岩下 和	" (元教職員)

佐久市公民館条例  
第4条第2項  
(学校教育関係)

## ○佐久市公民館条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
1 佐久市中央公民館	佐久市篠久保165番地1
2 公民館に地区館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
佐久市浅間公民館	佐久市岩村田543番地
佐久市野沢公民館	佐久市取出町183番地
佐久市中込公民館	佐久市平賀1897番地
佐久市東公民館	佐久市志賀6059番地1
佐久市白田公民館	佐久市下越16番地5
佐久市浅科公民館	佐久市塩名田1338番地
佐久市望月公民館	佐久市望月303番地

(職員)

第3条 公民館に館長、事務職員その他必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第4条 公民館に法第29条の規定により公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第24号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

(佐久市公民館条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際に第4条の規定による改正前の佐久市公民館条例第4条の規定により委嘱された公民館運営審議会の委員は、第4条の規定による改正後の佐久市公民館条例第4条第2項の規定により委嘱された公民館運営審議会の委員とみなす。

附 則 (平成25年3月18日条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日条例第22号)

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

## 佐久市公民館運営審議会規則

平成17年4月1日  
教育委員会規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会教育法(昭和24年法律第207号)及び佐久市公民館条例(平成17年佐久市条例第204号)に定めるもののほか、佐久市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(職務)

第3条 審議会は、館長の諮問に応じ、公民館事業の企画及び実施について調査及び審議をする。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、審議会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 審議会は、必要により専門部会を設けることができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

\*公民館運営審議会

第二十九条 公民館に公民館運営審議会置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

## ○佐久市公民館運営審議会企画部会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、佐久市公民館及び佐久市公民館地区館、佐久市地域公民館が実施する事業(以下「公民館事業」という。)の運営に関し、必要な事項を調査・検討し、公民館事業の計画策定に寄与することを目的として、公民館運営審議会のなかに佐久市公民館運営審議会企画部会(以下「企画部会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 企画部会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

(1) 公民館及び地区館事業の企画に関すること。

(2) 公民館及び地区館事業の計画策定及び事業実施に関すること。

(3) 地域公民館の活動推進に関すること。

2 企画部会は、佐久市中央公民館長及び地区館長からの意見及び提案等を踏まえて調査及び検討を行い、その成果を佐久市公民館運営審議会に報告するものとする。

(組織)

第3条 企画部会は、部会員5人以内で組織する。

2 部会員は、公民館運営審議会委員から選出する。

3 前2項の者のほか、公民館運営審議会会長が必要と認める者。

(任期)

第4条 部会員の任期は、佐久市公民館条例第4条第4項の任期と同じ間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 企画部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により選出する。

2 部会長は、会務を総理し、企画部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 企画部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 企画部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 企画部会の庶務は、佐久市公民館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、企画部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月19日から施行する。

平成27年度佐久市公民館活動基本方針及び事業計画

公民館は、市民の学習要望や地域の実情に応じた多様な学習機会を市民に提供する場であり、生活課題に対応した取り組みや、子どもから高齢者まで幅広い地域の人々が気軽に集い、情報が集まる総合的な地域づくりの拠点であることが求められている。

また、「だれもが」「いつでも」「どこでも」学習できるよう、生涯学習社会の形成を図り、市民の学習要望に対応し、社会に即した教育、学術、文化の普及と向上に努め、市民の豊かな情操と教養を高めながら、健康で明るい地域づくりを進めていくことが重要である。さらに、地域公民館を含めた公民館の実施する様々な事業は、地域の人々の交流を促進し、地域の絆や地域力を向上させ、それが、人々の生きがいや心の健康等にも影響し、市の重要施策の1つである「世界最高健康都市の構築」や、教育委員会の全会体で取り組んでいる「読むこと」「書くこと」「行うこと」の3つの推進にも繋がるものと考えられる。

そのため佐久市生涯学習基本構想・基本計画を踏まえ、次の3点を基本理念とし、人や地域とかわかって学び、学んだ成果を人や地域に活かす公民館活動を推進する。

- (1) 公民館活動の基盤は、人間尊重の精神にある。  
公民館は、すべての人を愛し、生命や幸福を守ることを基本として、活動を展開する。
- (2) 公民館活動の核心は、市民の生涯学習の態勢を確立することにある。  
公民館は、市民の生涯学習態勢を確立し、市民の生涯学習の機会均等を保障する施設である。
- (3) 公民館の究極のねらいは、市民の自治能力の向上にある。  
公民館は、社会の連帯感を育成し、住民自治の実を上げる場である。

これらの基本理念を推進するために

- ◎ 新たに建設される佐久市市民創健センター（仮称）を拠点施設として、地域公民館、地区公民館と連携した学習活動を推進する。
- ◎ 佐久市公民館運営審議会に専門部会を設置し、公民館事業に対する評価・検討を行ない、市民や地域の実情に応じた多様な学習要望を把握しながら公民館活動の活性化を図る。
- ◎ これまでの「集まる・学ぶ・結ぶ」公民館の原点を踏まえ、市民の学習要望に対応し、市民の豊かな情操と教養を高めながら、学んだ成果を人や地域づくりに活かす活動を推進する。

- ◇ 地域公民館活動の充実をめざす地域づくりへの支援  
公民館の基盤は地域に密着した地域公民館にあり、地域公民館を活性化させることにより、地域の絆づくりや地域文化の交流を深める。  
・地域公民館への助成や支援、地域の伝統・文化の紹介  
・モデル地域館事業、地区館との連携  
・佐久市地域公民館連絡協議会との連携、地域公民館関係者研修会 等
- ◇ 郷土の自然や歴史、文化、地域の行事などに理解を深め、郷土愛の心を育む事業の推進  
・地域の特色を活かした講座の開設  
・地域の人材を活用した講師の登用  
・生涯学習リーダーバンク登録者の活用
- ◇ 市民の学習要望に応えられる講座や学級の充実  
・乳幼児から高齢者まで生涯を通じて行う学習活動の推進  
・親子ふれあい学級・市民ふれあい学級・世代間交流学級の充実  
・地域の特産品、食文化、地産地消を含めた食育の推進
- ◇ 生活課題に対応した学習機会の提供  
・市民が日常生活で感じている課題 ・社会情勢の変化に伴う課題  
・少子高齢化の進展に伴う課題 等
- ◇ 佐久市公民館学習グループの育成と連絡協議会の活動の推進  
・公民館学習グループの育成と支援  
・学習グループ連絡協議会との連携
- ◇ 学校等との連携した事業の推進  
・小・中学生の公民館事業体験と学習グループとの世代間交流  
・地域の人材を学校へ派遣  
・保育園・幼稚園・小中学校・高校・専門学校・大学等地域にある教育機関等との連携
- ◇ 地域づくりの情報発信・学習意欲の創出  
・総合文化祭、地区公民館などい等で学習成果の発表  
・わがまち佐久・市民講座等を開催  
・公民館報、各種メディアによる積極的な情報発信

# 平成27年度 佐久市公民館事業計画 (9月末実施状況)

## 1 学習機会の提供と学習グループの育成

区分	学級・講座名等	実施状況	学級数	事業主体	対象者	開催等の場所	学習内容他	備考
(1) 乳幼児期	乳幼児学級	実施中	5	中央公民館	乳幼児の親子	中央公民館・地区館 野外地	絵本の読み聞かせ、自然とのふれあい、遊び、交流等、親子で学び合う活動を通して、基本的な生活習慣、信頼感、自立心を育てる。 【参加者:88組 192人(開講式時)】	5月～12月
	親子ふれあい学級	実施中	7	各地区館	小学生親子	地区館	製作活動や体験学習等親子及び祖父母とのふれあいや、成人者との交流を通して、協調性を学び、思いやりの涵養と子どもの健全育成を図る。	5月～3月
	小学生の公民館体験学習	実施中	7	各地区館	小学生	地区館	小学校3、4年生の社会科の公民館見学に合わせて学習グループの皆さんと一緒に体験学習に加わってもらい、相互に交流を深めると共に、公民館活動について理解を深める。	6月～2月
(2) 少年期	キッズinあいとびあ	11月21日 実施予定	1	白田公民館	市内幼児・小・中学生親子他	あいとびあ白田	親子で昔の遊び・工作・読み聞かせ・天体観測等に参加し、共同体験することにより、家庭教育の充実を図る。	11月
	もちぎき子どもまつり	8月2日 実施済	1	望月公民館	市内幼児、小・中学生他	望月地区各施設	青少年健全育成のための野外体験学習等。 【参加者:451人】	8月
	親子ふれあい劇場	12月 実施予定	1	望月公民館	市内幼児・小学生の親子	駒の里ふれあいセンター	劇団の公演を親子で鑑賞し、理解を深めるとともに親子の親睦を図る。	12月
(3) 成人期	成人式	1月3日 実施予定	1	中央公民館	新成人	佐久創造館	成人としての自覚と社会の一員としての責任と貢献 式典・意見発表、記念公演・記念撮影等	1月3日
	いきいき人生創年セミナー	実施中	6回	中央公民館	おおむね50歳から65歳まで	市民創縁センター 魂地研修他	生涯学習を通じ、自らを磨き、自己を高め、地域に自己の能力を生かす。 地域のコーディネーターの育成。1ターニング・リターンの者も含めた、楽しく過ごせる地域づくり。	9月～1月
(4) 壮年期	佐久市高齢者大学	実施中	18回	中央公民館	65歳以上	野沢会館 市民創縁センター	心身共に健康で生きがいのある生活を送るため、学習活動を通して楽しい仲間づくりを進める。 健康増進、高齢化社会と高齢者のあり方、高齢者の役割と社会参加、人権問題、福祉問題、レクリエーション、野外研修、創作実技等【参加者:184人(申込時)】	5月～2月
	佐久市高齢者大学大学院	実施中	13回	中央公民館	高大修了者	野沢会館 市民創縁センター	佐久市高齢者大学の修了者を対象に地域や団体活動のリーダーとしての必要な知識や技能を修得し、養成。【参加者:25人(申込時)】	5月～2月
	「わがまち佐久・市民講座」	7月4日 実施済 1月16日 実施予定	2回	中央公民館	全市民	佐久平交流センター	市民が自信を持って「佐久」を紹介でき、全国に誇れる特色ある街づくりを考える、契機をつくる。 第12回「イタリアオペラの魅力 ～声には命あり～」 講師:芦葉家 中嶋基晴 氏 【参加者:317人】	7月4日 1月16日
(6) 生涯全期	市民ふれあい学級	実施中	7	各地区館	全市民	地区館 地域公民館	私たちの暮らしに必要な生活課題、地域課題、伝統文化の継承等を学び実践しながら知識や教養を高め、人と人とのふれあいを深める。	4月～3月
	世代間交流学級	実施中	7	各地区館	全市民	地区館 地域公民館	高齢者と他の世代が様々な活動を通して交流することにより、相互理解や連帯感を深める。 (野外、創作、栽培、緑化、美化、伝統芸能等の伝承活動等)	4月～3月
	通信俳句講座	実施中	1	中央公民館	成人	中央公民館	通信(俳句による投稿)による俳句の学習と作品集の作成。	4月～3月
	学習グループ活動	実施中	295 グループ	中央公民館 地区館	成人	地区館 中央公民館	自主学習グループの発見、育成指導、現代的課題に関する学習と実践。 学習グループ連絡協議会の開催。	4月～3月
人権同和教育講座	実施中		地区館	全市民	地区館	身近にある様々な差別の問題についての理解を深める。 公民館報への人権啓発記事掲載。(毎月)	4月～3月	

平成27年度 佐久市公民館事業計画 (9月末実施状況)

2 地域公民館活動の充実をめざす地域づくり

区分	学級・講座名等	実施状況	事業主体	参加予定者	開催等の場所	学習方法等	学習内容他	備考
(1)地域活動の推進	第12次 モデル地域館事業	実施中	中央公民館 地域公民館	7地域公民館	7地域公民館	モデル事業 の計画実施	地域館の事業を重点実施し、活動の活性化を図る。 (上の城・十二町・石神・安原・富代・八幡・春日)	27～ 28年度
	地域公民館活動の援助	通年実施	中央公民館		地区公民館 地域公民館		地域公民館の相輔づくりと事業活動の活性化を目的に地域公民館連絡協議会 に委託料を交付し、地区、地域公民館活動を支援する。	通年
	地域公民館関係者研修会	6月14日 実施済 12月5日 実施予定	中央公民館・地区館 地公連	236 地域公民館	野沢会館 市民創縁センター	講演・討議 活動発表	地域公民館役員研修会、地区協議会の研修会、団体等との連携協力、学習 グループの発着・情報交換、研究、討議を行う。 長野県公民館大会への参加。	6月 12月
	地区公民館のつどい (文化祭)	実施予定	地区館・地域公民館 学習グループ連絡協議会	全市民	各地区館	展示・交流 舞台発表	地区館、地域公民館の教室等による作品展示、舞台発表と交流会。	11月～3月 (開催日数 2～3日)
	地域公民館対抗 野排球大会	8月23日 実施済	浅科地区館 浅科地区地域公民館	354人	浅科総合グラウンド 浅科中学校体育館	野排球大会	地域公民館対抗による野排球大会を通じて親睦を図る。	8月
	ふるさと学生大会	実施予定	臼田公民館	約30人	臼田稲荷山公園周辺	写生大会	臼田稲荷山公園周辺にて写生。 後日、「あいとびあ臼田」にて作品展示。	11月
	書初展	実施予定	臼田公民館	約280人	あいとびあ臼田	作品展示	「あいとびあ臼田」にて255作品展示。	1月
	生活改善運動	通年実施	中央公民館 地区館 地域公民館	会市民	市内	館報 チラシ他	佐久地域2市2郡生活改善申し合わせ事項により推進。	通年

### 平成27年度 佐久市公民館事業計画 (9月末実施状況)

#### 3 学習情報・資料の提供と学習相談

区分	学級・講座名等	実施状況	事業主体	参加予定者	開催等の場所	学習方法等	学習内容他	備考
(1)情報資料等の提供	鎮報編集活動 佐久市ホームページ FM放送 テレビ放送 プラザ佐久	実施中	中央公民館	全世帯	中央公民館他	資料収集 編集・発行	編集委員11名 月1回発行 公民館報(地域課題・グループ紹介・お知らせ等)の情報提供 放送出演 おささいカレンダー・学習グループの紹介	毎月1日発行 毎月1回開催
	視聴覚教育活動	実施中	中央公民館・地区館		中央公民館・地区館	実技	映写による鑑賞等。	随時
	図書活動	実施中	地区館		浅間・野沢・ 中込・東公民館	閲覧・貸出	図書の貸出・資料の閲覧等。(蔵書数 22,739冊)	随時
	施設・教材備品の提供	実施中	中央公民館・地区館		中央公民館・地区館	提供・貸出	地域公民館、各種団体、グループ等への施設、備品の提供。	随時
	生涯学習リーダーバンク	実施中	中央公民館		中央公民館・地区館 市ホームページ	指導者等の 情報提供	市民の多様な生涯学習活動を支援するため、指導者及び専門分野を有する方を登録し、その情報を市民に提供する。 【登録数45分野のべ166件 125名(4月現在)】	市ホームページにて公開

#### 4 生活文化の振興と充実

区分	学級・講座名等	実施状況	事業主体	参加予定者	開催等の場所	学習方法等	学習内容他	備考
(1)生活文化	市民総合文化祭	10月30日 ～11月1日 実施予定	中央公民館	3,000人	野沢会館	展示・鑑賞	生涯学習市民のつどい 市内の文化・芸術愛好者の作品発表(書道・書写・盆栽・華道・木彫等) (福祉展、菊花展の同時開催)	10月30日 ～11月1日
	家族音楽会	11月14日 実施予定	中央公民館	400人	佐久平交流センター	発表	家族やグループの発表をとおして音楽文化の高揚と交流。	11月14日
	市民コーラスまつり	9月12日 実施済	中央公民館	900人	コスモホール	発表	音楽愛好グループの発表と音楽文化の高揚。 【参加者:900人(参加団体26団体)】	9月12日
	佐久市短詩型文学祭	2月11日 実施予定	中央公民館	300人	野沢会館	公演・座談会	詩・短歌・俳句・川柳部門の作品集、部門別座談会、講演・座談会。	2月11日
	伝統民族芸能文化(行事)の継承と交流	通年実施	地区館 地域公民館		地域公民館		伝統的な民族芸能行事等の継承活動及び交流を通して明るい地域づくり	随時